

特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止

地方分権一括法※¹による健康増進法第26条等の改正により、特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務が廃止された。(公布:令和元年6月7日 施行:同年9月7日※²)
これを踏まえ、特別用途食品の表示許可等に関する通知等を改正。

※¹ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)

※² 公布の日から起算して3月を経過した日

【留意事項】

○令和元年9月7日以降、許可申請や届出に係る書類の提出先が変わります。

⇒直接、消費者庁へ御提出ください。

- ・許可した際には、消費者庁から許可書の送付を申請者に直接行います。
管轄の都道府県等に許可した旨等を連絡します。
- ・申請者は、都道府県等の求めに応じて必要な情報提供をお願いします。

○今回は許可基準等の変更を行うものではありません。

【改正後の手続概要】

